

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

最終更新日：令和6年7月19日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|----------------------|--------------|-----------|--|--|-------------|
| シゲタ興業 | 和歌山県日高郡美浜町 | R5. 8. 7 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条 労働者派遣法第45条 | スレートでふかれた屋根の上で、踏み抜き防止措置を講じることなく派遣労働者に作業を行わせたもの | R5. 8. 7送検 |
| (株) 海洋潜水 | 大阪府大阪市 | R5. 8. 9 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの | R5. 8. 9送検 |
| (株) 滝口文三郎商店 | 和歌山県和歌山市 | R5. 8. 24 | 労働安全衛生法第23条 労働安全衛生規則第540条 | 作業場内に、労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったもの | R5. 8. 24送検 |
| (有) クリーンセンターケイ・エム・ケイ | 和歌山県西牟婁郡上富田町 | R5. 9. 5 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの | R5. 9. 5送検 |
| (株) 久保木工 | 和歌山県和歌山市 | R6. 3. 1 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条 | 機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの | R6. 3. 1送検 |
| (株) 保田鉄工所 | 和歌山県紀の川市 | R6. 6. 13 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 | 無資格の労働者につり上げ荷重が40.4トンの床上操作式クレーンの運転を行わせたもの。 | R6. 6. 13送検 |
| サンミック株式会社 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町 | R6. 7. 19 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ約2.6メートルの場所で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。 | R6. 7. 19送検 |